消冷の動き



平成15年度消防庁予算案等の概要

国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に関する消防審議会答申

新しい常備消防体制の在り方について《概要》

~新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会 最終報告~

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」 報告書の概要 平成15年 2**月号** 383

消防庁

新時代における

全国消防長会の取組み

~「災害に強い安全なまちづくり」の実現に向け~

全国消防長会会長 杉村 哲也



我が国の消防は、幾多の先人と関係各位のご尽力により、地域社会に密着した防災機関として、消防防災、火災予防、救急・救助、国際協力等の各般にわたり発展、充実を遂げてきた。

その活動は、国内はもとより、海外で発生した災害に際し、国際消防救助隊として人命救助活動を実施するなど、海外からも高い評価を得ている。

しかしながら、地域住民の安全を脅かす災害は後を絶たず、自然災害や多数の犠牲者を伴う火災が相次いで発生するなど、住民の安全に対する関心は一層高まっている。

一方、消防を取り巻く環境は、高度情報通信技術に代表される急速な技術革新、地方分権、行財政改革や規制 改革の推進、住民ニーズの多様化等により、新たな対応が求められている。

このような情勢の中、全国消防長会では、第54回総会で決議した、「メディカルコントロール体制の確立と地域における救急体制のさらなる充実」、「違反処理体制の確立と違反是正の推進」など4項目の諸施策を積極的に推進している。

ここで、その取組みの一端について述べたい。 はじめに、救急業務の高度化についてである。

近年の救急業務については、高齢化の進展や疾病構造の変化等を背景に増加、かつ複雑多様化の一途を辿っており、これまで以上に、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められている。

中でも、救急救命士の行う救急救命処置範囲の拡大については、平成13年秋頃から救急救命士の行う処置に対する社会的関心が急速に高まり、昨年3月には、厚生労働大臣から救急救命士の行う処置範囲の拡大を行う方向で必要な条件等の検討に入るとの方針が示され、救急救命士の業務のあり方や業務範囲の拡大を行うとした場合に必要とされる諸条件等について検討するため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が設置された。

本会では、直ちに消防庁長官、厚生労働省医政局長、

全国市長会会長、その他関係国会議員宛に救急救命士の 処置範囲の拡大に関する要望を行った。

その結果、12月11日に同検討会において、除細動については、本年4月から医師の指示なしで実施、気管挿管については、平成16年7月をめどに必要な講習や病院実習を受けた救急救命士が医師の指示を受けて実施、薬剤投与については更に継続して検討するとの報告がなされた。

なお、気管挿管と除細動については、各地域の消防機 関と医師など関係者でつくる協議会において研修や事後 検証などを十分に行うことを前提としており、総務省消 防庁と厚生労働省では、省令改正など実施に向けた準備 を行うとしている。

本会では、今後とも国民の信頼に応えるため、救急業 務のさらなる高度化を積極的に推進し、関係機関と緊密 な連携を図りながら、より一層の救命効果の向上に向け 努力してまいりたい。

次に、予防業務の推進についてである。

平成13年9月、東京都新宿区歌舞伎町で発生した小規模雑居ビル火災は、44名の死者が発生する大災害となったことから、本会では予防委員会を中心として鋭意検討を進めるとともに、これらの審議結果を踏まえ、予防要員の確保、違反是正措置の充実強化等について関係省庁に対し要望活動を実施するなど、積極的に対応してきた。

その結果、違反是正の徹底、防火管理の徹底等を目的 として消防法が改正され、定期点検報告制度を除いて昨 年10月25日に施行された。また、消防職員については、 平成14年度地方財政計画で1,077人の増員が認められた。

今後は、強化された消防職員の権限に伴う責任を強く認識し、的確に違反是正を推進していくことが必要である。

以上、本会の取組みの一端について申し上げたが、本会としては、今後とも消防が直面する諸課題に対し、全国の消防長の英知を結集し、地域住民が安心して暮らせる「災害に強い安全なまちづくり」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたい。

特 集 1

平成15年度消防庁予算案等の概要

総務課



平成15年度予算(案)について

1 国の予算と消防庁の予算の概要

政府は、平成14年12月24日、平成15年度の一般会計 予算の政府案を閣議決定しました。

政府案は、活力ある経済社会の構築に向け、措置額の2割増の要望を受け付けた上で、「新重点4分野」への重点配分が行われています。

一般歳出総額は47兆5,922億円(+0.1%) これに国 債費及び地方交付税交付金等を加えた全体としての歳 出規模は総額81兆7,891億円(+0.7%)となっており、 やむを得ない増要因(例えば社会保障関係費は+3.9%) を除くと、実質的に前年度を下回る水準と大変厳しい 状況となっています。

消防については、平成13年6月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」では「重点4分野」に明記されていませんでしたが、昨年6月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針第2弾」においては、新重点4分野の1つの「地域力戦略」の1項目として「安全な地域づくり」が明記され、また、「経済活性化戦略」の中にも「安全な地域づくりのため、情報システム、人材育成等の消防災基盤整備を推進する」ことが明記されています。

このため、消防予算については、上記のような予算全体の状況に対し、相当程度の確保・充実を図ることができました。具体的には、消防予算の総額は231億70百万円、対前年度比 1.3%となっていますが、そのうち消防補助金が175億42百万円、対前年度比 3.0%となっており、地方公共団体向け奨励的補助金が政府全体で 7.9%、公共投資関係費が 3.7%とされる中で、それを相当程度下回る減額に止めることができました。また、消防補助金以外の各種事業費等については、56億28百万円、対前年度比+4.6%で、特に人件費等及び消防研究所運営交付金を除けば、36億14百万円、対前年度比+14.6%と、その充実を図ることができました。

なお、後述の平成14年度補正予算の消防補助金30億円を加えれば、205億42百万円となり、平成14年度当初予算に平成13年度補正予算の額を加えた場合と比較すれば7.1%の増となります。

2 消防補助金

平成15年度予算案では、消防補助金を大括りにして、 地方公共団体が使い易いものにするよう、改善を図り ました。

<施設> 平成14年度 平成15年度 (目)消防防災施設 整備費補助金 (目)消防防災施設 整備費補助金 (目)市町村消防施 設整備費補助金 < 設備 > 平成14年度 平成15年度 (目)消防防災設備 整備費補助金 (目)消防防災設備 整備費補助金

このほかに次のような見直しもしています。

新規事業の創設

(目)市町村消防設

備整備費補助金

高機能消防指令センター総合整備事業(消防緊急指令システム及び消防車両動態管理・情報システムの統合)、自主防災組織活性化事業(コミュニティ防災資機材整備事業の改称、ソフト経費の補助対象への追加、補助基準の引上げ)

既存事業の拡充

消防団活性化総合整備事業(補助対象の追加、補助 基準額の引上げ等) 救急業務高度化資機材緊急整備事 業(補助基準額の引上げ等) 災害対応特殊救急自動 車・高度救急救命措置用資機材(補助基準額の引上げ) 緊急消防援助隊関係設備(補助対象の追加)

3 その他の経費について

そのほかの主な経費については、次のとおりです。

(1) 大規模災害等への対応体制の強化

東海・東南海・南海地震など大規模災害への対応を 強化するための事務事業費として3億45百万円(2億 36百万円の増、一部再掲)

- ・大規模災害等に対する広域的な対応体制の強化
- ・消防防災・危機管理教育としてトップセミナーや 住民、自主防災組織、消防職団員、地方公共団体 職員等に対する e・ラーニングを実施

(2)消防防災分野におけるIT化の推進

IT化推進事務事業費として、13億72百万円(4億52百万円の増)

高度消防防災情報通信ネットワークシステム構築のため、5億84百万円(5億22百万円の増)

- ・インターネットを用いた専用情報網、各都道府 県の防災情報システムからの情報収集・集約シ ステム、マルチメディアによる住民向け同報シ ステムの整備等
- ・消防・救急無線のデジタル化促進のための無線 機器の標準化やモデル設計等の推進

応急活動の支援や消防防災行政の効率化のための ITの活用として7億89百万円

・大深度地下等における消防活動支援システム、 申請・届出の電子化、各種報告のオンライン化 等を推進

(3)科学技術を活用した安全な地域づくりの推進

科学技術を活用した安全な地域づくりを推進するため、3億36百万円(1億4百万円の増)

・消防防災科学技術に係る競争的研究資金制度 (1億99百万円)を創設 ・産業廃棄物処理施設の防火安全の確保、地下タン ク等の安全・環境対策の充実などを積極的に推進



平成14年度補正予算(案)について

平成14年度の補正予算(案)は12月20日の臨時閣議 で閣議決定されました。

今回の補正予算(案)では、先に決定された「改革加速プログラム」に関連して、経済・社会構造改革セーフティネット充実対策費として1兆5千億円、構造改革型公共投資の促進のための経費として1兆5千億円、合計3兆円を計上することとされました。

消防庁関係の補正予算(案)については、次のとおりであり、総額で39億95百万円を計上しています。

(1)経済・社会構造改革セーフティネット充実対策

27**億**95**百万円**

少子・高齢化の進展に備えた公平で安心な社会の 確立 24**億円**

ア) 東海・東南海・南海地震等対策の推進

14**億**67**百万円**

- (東海・東南海・南海地震等への対応力を強化 するため、緊急消防援助隊関係設備、デジタ ル高機能防災無線、消防ポンプ自動車等の整 備)
- イ)救命率向上に向けた高度な救急救命措置の実施体制の整備 **9億**33**百万円**

創業・新規開業の支援等(新産業の育成)

3億95百万円

・規制改革の理念を踏まえた防火安全対策の推進

3億95百万円

(燃料電池実用化に向けた技術基準の策定等及 び消防設備等や危険物施設に関する技術基準 の性能規定化)

(2)構造改革型公共投資の促進

12**億円**

総務省消防庁消防防災・危機管理センターの整備

6 億円

(環境問題等緊急課題への対応)

消防防災施設の緊急整備

6 億円

(災害に対し脆弱な市街地への対応等を強化する ため、耐震性貯水槽、広域応援緊急消防艇、高 機能消防指令センター等の整備) (大規模地震発生時等における地方公共団体等に 対する連絡・支援拠点として、総務省・消防庁 において防災・危機管理センターを整備)

平成15年度 消防防災施設等整備費補助金予算額(案) (単位: 百万円、%)

平成15年長	消 的的炎施設等	"	'异矾(余 <i>)</i>	(単位:百万円、%)
事 項	14年度予算額(A)	15 年度予算額(案 (B)	比較増減 B - A(C)	対前年度比 C/A
. 消防補助金	18,090	17,542	548	3.0
1.消防防災施設整備費補助金	6,149	5,951	198	3.2
 (1)消防防災施設整備費補助金	3,939	4,255	316	8.0
(ア)耐震性貯水槽	2,864	2,531	333	11.6
(イ)備蓄倉庫	156	58	98	62.8
(ウ)画像伝送システム	378	83	295	78.0
(工)退避壕 等	4	10	6	150.0
(才)林野火災対策防火水槽	202	187	15	7.4
(力)林野火災用活動拠点広場	0	0	0	<u>-</u>
(丰)防火水槽(原子力分)	13	9	4	30.8
(ク)緊急消防援助隊関係施設	322	490	168	52.2
(ケ)高機能消防指令センター総合整備事業	0	887	887	皆 増
│ │(2)市町村消防施設整備費補助金	2,210	1,696	514	23.3
(ア)防火水槽	903	703	200	22.1
(イ)救急用へリコプター離着陸場	15	54	39	260.0
(ウ)消防団拠点施設等整備事業	811	811	0	0.0
(工)消防艇	37	20	17	45.9
(才)消防広域化推進事業	37	37	0	0.0
(カ)消防車両動態管理情報システム	324	_	324	皆 減
(キ)消防用高所監視施設	83	_	83	旨 減
(ク)消防用ヘリコプター附帯施設	0	71	71	皆 増
2.消防防災設備整備費補助金	11,941	11,591	350	2.9
(1)消防防災設備整備費補助金	5,963	6,611	648	10.9
(ア)大震火災対策資機材	203	51	152	74.9
(イ)防災無線(デジタル対応防災無線含む)	1,628	1,479	149	9.2
(ウ)自主防災組織活性化事業	46	200	154	334.8
(工)緊急消防援助隊関係設備	3,316	4,319	1,003	30.2
(オ)画像伝送システム	197	103	94	47.7
(カ)降雨情報等収集分析装置	4	4	0	0.0
(キ)林野火災対策資機材	23	16	7	30.4
(ク)石油コンビナート防災資機材	228	150	78	34.2
(ケ)原子力分関係設備	318	289	29	9.1
(2)市町村消防設備整備費補助金	5,978	4,980	998	16.7
(ア)消防ポンプ自動車	3,176	2,599	577	18.2
(イ)小型動力ポンプ付積載車	142	22	120	84.5
(ウ)小型動力ポンプ付水槽車	157	135	22	14.0
(エ)消防緊急通信指令システム	777	-	777	皆 減
(才)消防団活性化総合整備事業	643	822	179	27.8
(力)救急業務高度化資機材緊急整備事業	937	1,052	115	12.3
(キ)救助資機材等総合整備事業	146	342	196	134.2
(ク)遠距離送水システム 等	0	8	8	皆 増
. その他の経費	5,378	5,628	249	4.6
	23,468	23,170	298	1.3
	23,400	23,170		1.3

(四捨五入しているので合計が一致しない場合がある。)

特 集 2

国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に関する消防審議会答申

総務課

昨年12月24日に開催された消防審議会において菅原 進一消防審議会会長から石井隆一消防庁長官に「国・ 地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充 実方策」について答申がなされました。

これは、平成14年10月7日に、石井隆一消防庁長官から、「大規模・特殊災害等への対応、救命率の向上など、最近における消防需要の高度化、専門化に的確に対応するための、消防防災・救急体制の充実方策や国、都道府県及び市町村の役割分担のあり方」について行われた諮問に対するものであり、11月18日の審議を経て、消防審議会で取りまとめたものです。



答申の経緯

この答申に至るまでに、今後の消防防災のあり方に関し、「新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会」(座長 大森彌東京大学名誉教授)において約1年の議論を経て平成14年12月24日に最終報告が取りまとめられるなど、各方面で議論が重ねられていたところです。

また、前通常国会における「消防法の一部を改正する法律案」の審議に際し、衆議院総務委員会及び参議院総務委員会の附帯決議において、「今後、地方公共団体から求めがないときであっても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう制度や体制の整備に努めること」。また、参議院ではさらに、「大規模火災等を含め大規模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること」について、政府として実現を図るべき旨決議がなされていたところです。

さらに、政府の地方分権改革推進会議においては、 平成13年12月に「中間論点整理」が示され、それを踏まえて、平成14年6月に「事務・事業の在り方に関する中間報告」、平成14年10月に「事務・事業の在り方に



関する意見」が示されたところですが、その中で消防 防災分野について別表のような具体的な意見が示され ています。また、「意見」で示された指摘事項に対する 具体的措置の内容は、平成14年12月24日に閣議報告さ れた「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関す る基本方針」においても、「改革と展望」の期間中にお ける、消防制度に係る既存の制度や事業の見直し等の 対処方針として、明記されており、その実現が望まれ ているところです。



答申の概要

今回の「答申」では、我が国の消防は、市町村消防として充実・発展し、火災・災害対策や救急等広範囲にわたり国民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきたことが述べられた上で、現在消防行政が直面する課題として、 小規模な消防本部が多く、こうした本部の中には、災害時対応や救急需要への対応、より一層専門化する予防業務への対応などについて、なお不十分なところが少なくないこと、 発生が懸念されている東海地震、東南海・南海地震などの大規模災害やNBC災害等の特殊災害等への対応を考えた場合、市町村消防の機能のみでは限界もあると考えられることが指摘されています。

そして、基本的な考え方として、 通常の火災や災

害に係る消防防災事務については、市町村消防の原則を維持しつつ、その制度・運用の充実・強化を図るべきであり、一方、 大規模・特殊災害対策や専門性・ 広域性を有する消防業務については、市町村消防を補完するため、国・都道府県の役割分担の明確化・充実が必要であるとされています。

その上で、通常の消防防災事務については、 ア)地方分権の推進の観点から、常備消防の設置や救急の実施を市町村の自主的な判断に委ねるため政令指定制度を廃止する、イ)消防力の基準を見直すなどの「市町村消防における自主性強化」、 ア)消防本部の広域再編、中核都市への事務委託や都道府県による例外的な対応等による消防本部の消防防災機能の高度化、イ)消防団、自主防災組織等の活性化、ウ)消防大学校、消防学校等における防災・危機管理教育の拡充、エ)建造中の船舶、工事中の建築物等に対する防火管理の義務付けなどの「地域における消防防災体制の充実」、

救急救命士の処置範囲の拡大とメディカル・コントロール体制の確立などの「高度救急救命体制の充実」の3項目が提言されています。

また、「大規模・特殊災害等対策」については、市町村消防を補完するため、全国的な観点からの広域対応体制の充実・強化が必要であることから、 緊急消防援助隊に対する国の役割分担の明確化・充実などによる機能拡充や都道府県の調整機能等の強化を図るとともに、 国・地方公共団体間及び行政と住民間の防災情報の共有化等を推進すべきとされており、さらに、「専門性・広域性を有する業務に関する国・都道府県の役割強化」については、 国の火災原因調査の主体的な実施や、 都道府県がヘリコプターを用いて消火・救急救助活動を行うことができることを法令上明確化するとともに、 消防法令の性能規定化を図るべきとされています。

消防庁では、今後、答申内容を踏まえ、消防組織法 及び消防法の改正法案を次期通常国会に提出するとと もに、関係政令の改正や予算措置・地方財政措置を含 む所要の措置を講じ、その具体的実現を図ってまいり ます。

別表 地方分権改革推進会議の指摘事項とそれに対する具体的な措置

指 摘 事 項	具体的措置の内容
常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的 見直し	・制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として、 平成14年度中に消防審議会で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。
消防力の基準の見直し	・消防審議会等で検討し、平成16年度中を目途に見直しを行う。
地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の 連携等に必要な事項の標準化	・平成14年度中に検討し、所要の措置を講ずる。
消防の広域再編の推進	・逐次実施する
当該地域の市町村以外の行政主体が消防・救急等の事務を担うことが できる仕組みの活用等	・平成14年度中に消防審議会で検討し、逐次実施する。
緊急消防援助隊に対する国の役割分担(関与、財政負担等)の明確 化・充実	・緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う部隊の整備、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について、平成14年度中に消防審議会で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。
市町村消防では実施困難な専門性・広域性を有する業務につき、国・ 都道府県の役割を明確化	・大規模・特殊災害の火災原因調査の実施、ヘリコプターによる消火・ 救急の実施等について、国・都道府県の役割を明確化する方向で、平 成14年度中に消防審議会で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。
社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方の検討・見直し	・平成14年度中に検討し、逐次実施する。
救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)	・救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、 平成14年度中に検討し、所要の措置を講ずる。

消防審議会答申の概要

「国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策に関する答申」

現状と課題

我が国消防は、市町村消防として充実・発展。

しかしながら、現在も小規模な本部が多数。災害時対応や救急・予防などの高度・専門的な業務への対応等がなお不十分。 また、東海・東南海・南海地震等の大規模災害やNBC災害等の特殊災害などについては、市町村消防による対応に限界。

対 応 策

市町村消防を原則としつつ、大規模・特殊災害対策や専門性・ 広域性を有する消防業務については、市町村消防を補完するため、国・都道府県の役割分担の明確化・充実が必要

市町村消防の体制強化

市町村消防における自主性強化

常備消防設置義務・救急業務実施義務市町村に係る政令指定制度の見直し 消防力の基準の見直し

地域における消防・防災体制の充実

通常の消防防災事務に係る消防本部の体制強化等(広域再編、中核都市への事務委託、都道府県による例外的な対応等)

消防団、自主防災組織等の活性化

消防大学校、消防学校等における防災・危機管理教育の拡充

建造中の船舶、工事中の建築物等に対する防火管理の義務付け

高度救急救命体制の充実

救急救命士の処置範囲の拡大(医師の具体的な指示なしでの除細動・医師の具体的な指示の下での気管挿管等) メディカル・コントロール体制の確立

市町村消防を補完する消防防災体制等の整備・拡充

大規模・特殊災害に対する緊急対応体制の拡充

全国的な観点からの広域対応体制の充実・強化(緊急消防援助隊に関する国の役割の明確化・充実などによる機能拡充、都道府県の調整機能の強化等)

国・地方公共団体間及び行政と住民間の防災情報共有化等の推進

広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化

専門性・広域性を有する業務に関する国・都道府県の役割強化

国の火災原因調査の主体的な実施

ヘリコプターによる消火・救急救助業務の都道府県事務への位置付け 消防用設備等への新技術の導入促進等のための消防法令の性能規定化

特 集 3

新しい常備消防体制の在り方について構

~新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会 最終報告~

消防課



研究会における検討の経緯

「新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会」は、常備消防を設置する市町村の数が全国の98.1パーセントに至っている現状と、東海地震をはじめとする大規模災害の発生が切迫性をもって懸念されていることから、大規模・特殊災害等への効果的な対応や、消防防災体制の充実強化等について議論するため、昨年3月に設置されました。

研究会は、昨年10月、それまでの議論をとりまとめて、中間報告を公表しました。その後、地方分権改革推進会議から「事務・事業の在り方に関する意見」が公表され、消防制度について、本研究会の中間報告と同趣旨の提言が行われました。こうした状況を受けて、昨年12月研究会として、中間報告以降の、検討・議論を踏まえて、最終報告がとりまとめられました。



研究会における検討の内容

研究会では、(1)市町村消防の充実・強化を図るため、消防本部の広域再編、消防・防災の連携、(2)通常の消防防災事務を充実・強化するため、本来的に責任を有する市町村以外の主体が事務処理する仕組みなど、(3)大規模・特殊災害時等の発生時における広域的な消防防災体制のあり方などが検討されてきたところです。

特に、中間報告以後に議論された点は、次のとおりです。

第1は、大規模・特殊災害時等における都道府県の役割についてです。中間報告では、消火・救急救助等のうち、ヘリコプターの使用を必要とするような活動については、都道府県においても行うことができる事務と位置付けることが適当とされていました。これについては、都道府県は、消火・救急救助等を要する災害現場において、市町村の消防機関からの要請に応じ、

これと連携して、具体の業務を遂行すること、市町村 との間であらかじめ協定を締結することが適当であり、 この協定において、市町村が要請する場合及び市町村 が個別に要請するいとまがない場合の手続きや経費負 担等を定めておくこと、などが必要とされています。

第2は、緊急消防援助隊に係る国の役割の明確化についてです。研究会では、援助隊の構成や財政措置をより明確な形で示すことが必要とされました。まず、援助隊の登録に当たっては、地方公共団体の意思を尊重しつつ、全国的な観点から必要な組織体制の整備を地域バランスをも考慮しながら図っていく必要があるとしています。また、国の財政措置については、経費の内容を列挙した上で、国の役割分担の明確化・充実に対応して、国庫負担を含めた財政措置を検討すべきとしています。このほか、特殊災害用資機材等に関しても、国から地方公共団体に対する無償使用について検討すべきとしています。



最終報告

以上の議論を踏まえ、研究会としての最終報告がと りまとめられました。この研究会の報告は消防審議会 の審議にも供され、同審議会では昨年12月24日、報告 と同様の内容の答申が消防庁長官に行われました。

今後、消防庁においては、本報告や消防審議会答申 を踏まえ、提言事項の実現に取り組んでいくこととし ています。今通常国会への消防組織法改正案提出の準 備も進めていますので、消防機関をはじめとする関係 者の十分な理解をお願いします。

なお、「新しい常備消防体制の在り方について」の全 文については、消防庁ホームページにも掲載されてい るので、参照してください。

http://www.fdma.go.jp/html/tuchi1412/141224syou243.pdf

新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会メンバー (順不同、敬称略

座長 大森 彌 千葉大学法経学部教授 東京大学名誉教授

委員 青砥 謙一 兵庫県防災監

大永 尚武 富山県副知事

小川 和久 危機管理アナリスト 國吉 政明 千葉市消防局長

小嶋 善吉 静岡市長

小西砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科 / 産業研究所教授

重川希志依 富士常葉大学環境防災学部助教授

白谷 祐二 東京消防庁次長

古川 俊一 筑波大学社会工学系教授

本城 光一 大阪市消防局長 山本 文男 福岡県添田町長 渡邉 崇浩 北九州市消防局長

緊急消防援助隊のイメージ図

・現行の緊急消防援助隊 (一般の大規模災害時の原則)

- ・消防庁長官は措置要求のみ可能
- ・地方公共団体の任意登録により構成(運用上の対応)
- ・費用は基本的に地方公共団体が負担

大規模災害発生の切迫性

東海地震(即時) 東南海・南海地震(東海地震と同時発生の おそれ) 南関東地域直下の地震等の発生のおそれ

・改正案の緊急消防援助隊

- ・消防庁長官の出動の指示を創設
 - ・二以上の都道府県に及ぶ大規模な災害時
 - ・NBC災害等の特殊災害時
- ・地方公共団体の申請を受け、消防庁長官が登録(法律に規定)
 - ・消防庁長官は、施設設備の整備及び訓練に努め、編成・装備の基準等の作成を行う。
- ・国の財政措置を規定
- ・改正後も、一都道府県内にとどまる災害等の場合においては、従来の措置要求により対応。

特別「救急救命士の業務のあり方等に 集型「関する検討会」報告書の概要

救急救助課

平成14年4月から開催されていた、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」(座長:松田博青杏林学園理事長)は、4回の検討会と5回のワーキングチーム開催を経て、12月11日に報告書をとりまとめました。以下、報告書の概要です。

【総論】

- ・心肺停止患者の救命率の向上を図るためには、バイスタンダーによる救急手当、搬送時の救急救命処置、 医療機関の専門的治療の各段階で最善の措置が講じられることに加え、関係者相互の緊密な連携の下に一刻 も早く次段階への橋渡しを行っていくことが必要である。
- ・メディカルコントロール体制の確立が、救急救命士の業務拡大を行っていく上での前提であり、24時間の 医師からの指示・指導体制、教育・研修体制、事後検 証等を含めた事前事後のメディカルコントロール体制 の整備を早急に図る必要がある。
- ・メディカルコントロール体制の構築には、地域における医療関係者の幅広い参画と協力が不可欠であり、



松田博青日本救急医療財団理事長(杏林学園理事長)

病院実習の受け入れ体制や指示・指導体制の充実を図る必要がある。

- ・救急救命士の処置範囲の拡大に伴う対応を含めたメディカルコントロール体制の整備に当たっては、医師、医療機関等の協力が不可欠であることから、万一の事故・訴訟発生時を想定し、救急救命士及び関与する医師、医療機関等の法的責任が明確化されるよう、業務委託等の際には適切な契約の締結等を図ること、また、患者及びその家族等に対する情報開示の方法について、各自治体ごとに、あらかじめ明確化しておくことが必要である。
- ・各救急隊に少なくとも一人の救急救命士を配置することを目標に救急救命士の養成を推進しているが、配置率の全国平均は6割程度にとどまっており、地域格差も相当見られるので、このような状況を早急に是正するため、具体的な需給計画に基づいて救急救命士の養成、採用の促進を図るべきである。

【各論】

除細動

- ・プロトコールの作成、普及を図るとともに、講習カリキュラムに沿った必要な講習が行われるようにするほか、事後検証の仕組みの具体化を図るなど、事前・事後のメディカルコントロール体制を早急に整備し、平成15年4月を目途に、広く救急救命士に対し包括的指示による除細動の実施を認めるべきである。
- ・包括的指示化に合わせ、新型除細動器について切替えに要する費用・期間等の検討を踏まえた具体的な導入スケジュールに基づき救急隊において早期導入を図る必要がある。



検討会風景

・無脈性心室頻拍についても早期の除細動が必要であり、包括的指示化に合わせて、救急救命士による 除細動の対象とすべきである。

気管挿管

- ・気道確保の方法として既に救急救命士に認められている器具(ラリンゲアルマスク、食道閉鎖式エアウェイ)の最大限の活用を図るべきである。
- ・気管挿管でなければ気道確保が困難な事例も一部 存在することから、医師の具体的指示に基づき救急 救命士が気管挿管を実施することを限定的に認める 必要がある。
- ・病院における気管挿管の実習の成否が、救急救命 士による気管挿管の制度化に当たって最も重要な課 題である。したがって、病院実習については実習ガ イドラインの作成、普及を図り、専門医の指導の下 に患者のインフォームドコンセントを得ること等、 当該ガイドラインに沿って適切に実習が行われるよ

- う、関連団体、受入れ医療機関等と十分協議する必要がある。
- ・救急救命士資格を有するだけで気管挿管を認めることは適当でないとされたことを受けて、「気管挿管に必要な専門的知識に関する講習と、所定の30症例以上の病院実習を修了した者を、都道府県等において個別に認定する必要がある。
- ・同じく、再教育についても同研究結果を踏まえ、 既存の再教育の機会等を有効に活用しつつ、救急救 命士に対し気管挿管に関する適切な再教育を実施す る必要がある。
- ・ついては、これらの諸条件について整備、普及を 図った上で、平成16年7月を目途に、必要な講習・ 実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に、 限定的に気管挿管を認めるべきである。

薬剤投与

- ・救急救命士に薬剤投与を認めることの適否については、使用が想定される薬剤の有効性を示す明確な根拠が見つからなかったこと、副作用が生じた場合に適切に対応する能力と準備が必要であること、高度の医学的判断を要する行為であることなど、除細動や気管挿管に比較するとより危険を伴う行為であること、併せて、これに対応したものを含めたメディカルコントロール体制の整備が十分でないこと等を理由として否定的な意見が多かった。
- ・一方、必要な教育を受けた救急救命士に対し、十分なメディカルコントロール体制の下で医師の具体的指示が確実になされることを前提に、エピネフリンの使用については認めてもよいとの意見があった。

- ・これらのことを踏まえ、メディカルコントロール体制が構築されることを前提とした上で、薬剤の有効性と安全性に関して検証等を行い、平成15年中を目途に結果をできるだけ早く得るようにすること。
- ・上記の結論として、救急救命士に薬剤投与を認めるとした場合には、

適応、禁忌及び用法、用量の標準化、 必要な知識と技術を習得するための、現行の養成課程等の見直し、について必要な措置を講じ、早期実施を目指

すべきである。

なお、12月26日に、都道府県消防防災主管課長・都 道府県代表消防本部に対する説明会を開催しました。 冒頭の消防庁長官あいさつの中でも、平成15年4月からの包括的指示による除細動の実施(指示なし除細動) の全国的な実施に向け、今年度中に地域レベルのメディカルコントロール協議会が設置されるよう、強い要 請がありました。協議会が未設置の団体にあっては、 早急な取組みを図っていただくよう願います。

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」委員名簿

(25名)(敬称略・五十音順)

```
朝日 信夫 · · · · · · · 救急振興財団副理事長
宇都木 伸……………………………東海大学法学部教授
円山 啓司………………市立秋田総合病院中央診療部手術室長
上嶋 権兵衛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・大宮医師会市民病院院長
北崎 秀一………山梨県総務部長
木村 佑介 …………………………東京都医師会理事
金 弘…………船橋市立医療センター救命救急センター長
島崎 修次 ………日本救急医学会理事長
杉山 貢 ………横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター病院長
高橋 昭 … 出雲市外 4 町広域消防組合消防本部消防次長
土屋 章 …………………………日本病院会常任理事
十居 弘幸 ………………………静岡県健康福祉部技監
外山 孚…………………………………長岡赤十字病院副院長
羽生田 俊…………………………日本医師会常任理事
平澤 博之 …………千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学教授
松田 博青………………………日本救急医療財団理事長
三浦 孝一………………………京都市消防局安全救急部長
水﨑 保男…………………………… 東京消防庁救急部長
森山 弘子……………………………日本看護協会副会長
山本 保博…………日本医科大学附属病院高度救命救急センター長
         はワーキングチーム(WT座長は島崎委員)
      は座長
```

たばこの歴史

"たばこ"による火災は、すべての火災の約 10%を占めるとともに、林野火災の原因として も、たき火に次ぐ件数となっています(本誌30 頁参照)。一方で"たばこ"はモラルの問題など も問われ、東京都内の一部地域では歩道の上に ペンキで"禁煙"の文字が書かれ、罰則付きの 路上禁煙地区となり、地下鉄では駅構内やホームもほぼ禁煙となっています。さらには全席禁煙の飲食店や全館禁煙の建物もあるなど、今や 肩身の狭い感じのする"たばこ"ですが、愛煙 家の方々にとっては何をいわれようと欠かすことのできない嗜好品なのです。今回は、このたばこの歴史を調べてみました。

たばこ文化はアメリカの地から生まれたものと考えられており、古代(アメリカ原住民)の人々はたばこを神様や精霊との対話に使うなど、信仰的な目的に使用していたという一説があるようです。

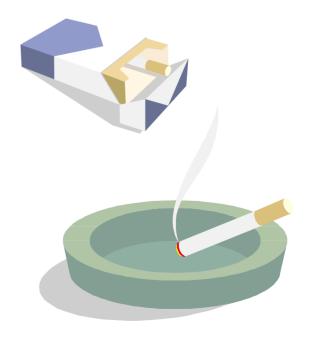
そのたばこが海を渡ってヨーロッパに伝わったのは、1492年のことで、アメリカ大陸に到達したコロンブスが持ち込んだといわれています。当時、たばこは「疲れを癒し痛みや飢えや渇きを和らげてくれるすばらしい"薬草"」として用いられ、広まっていきました。

フランスでは駐ポルトガル大使ジャン・ニコが、1560年に「新世界からもたらされた万能薬」として王室にたばこを献上し、それをカトリーヌ女王が頭痛薬として用いたことから広まります。ちなみに、たばこの成分である「ニコチン」はこの、ジャン・ニコに因んだものです。

たばこが日本に持ち込まれたのは、フランス のそれより少し早い1543年頃の事で、ポルトガ ル人かスペイン人によって鉄砲と同時期に種子 島に伝わったといわれています。これが、事実かどうか明確ではありませんが、1500年代後半には喫煙の習慣が日本へ入ってきていたのは、あらゆる記録(文献や絵画など)からも間違いはないようです。その後"たばこ"は日本の生活習慣になじんでいきますが、早くも1609(慶長14)年にはたばこの禁令が出されています。理由としては、お米などの主要穀物の栽培を最優先させ、民生を安定させるということだったようです。その後時間を経て多くの商品が開発され、たばこは市民の嗜好品として大きく広まりました。

紆余曲折を経て今に至っている"たばこ"ですが、やはり美味しく、気持ちよく、そして人に迷惑をかけないようマナーを守って吸いたいものですね。もちろん、寝たばこや投げ捨てはぜったいにしないようにして、火事にはくれぐれも気を付けましょう。

参考文献:「日本大百科全集14」(小学館)





防火対象物定期点検報告制度の概要

- 特例認定の開始にあたって -

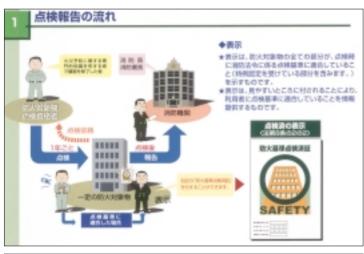
防火安全室

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火 災等を受けて、昨年4月に消防法が大幅に改正され ました。

この改正においては、消防法令違反の是正の徹底 を図るため、立入検査及び措置命令に係る規定の整 備等がされたほか、防火管理の徹底を図るため、 「防火対象物定期点検報告制度」が創設されました。 「防火対象物定期点検報告制度」は、「定期点検報告(消防法第8条の2の2)」と「定期点検報告の特例認定消防法第8条の2の3)から構成されており、今年の10月1日から施行されますが、特例認定については、今年1月から開始されています。

「定期点検報告」

一定の防火対象物の管理権原者は、防火対象物点検資格者に、防火管理上必要な事項について一年に一回点検させ、その結果を消防長又は消防署長へ報告しなければなりません。また、点検を行った防火対象物が点検基準に適合している場合(管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、防火対象物全ての部分(特例認定を受けた部分を除く。)で点検基準に適合している場合)は、「防火基準点検済証」を表示することができます。なお、この定期点検報告は平成15年10月から開始となります。





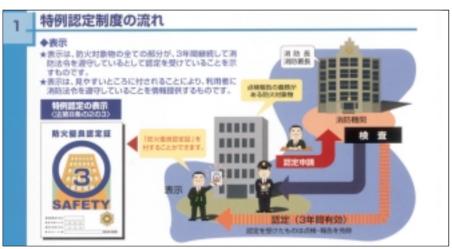


「定期点検報告の特例認定」

定期点検報告の対象となる防火対象物の管理権原者は、消防長又は消防署長に申請してその検査を受け、3年間継続して消防法令を遵守している等の認定の要件を満たしていると認定された場合は、点検報告の義務が3年間免除されるとともに、当該認定を受けた防火対象物(管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、防火対象物全ての部分が認定された場合)に「防火優良認定証」を表示することができます。

認定を受けた防火対象物であっても、認定を受けてから3年が経過した場合及び管理権原者に変更があった場合には認定の効力は失効し、また、消防法令違反が発覚した場合等の取消し要件に該当した場合には、消防機関が認定を取り消すことになります。

なお、認定手続きは平成15年1月から開始されており、その効力は平成15年10月から発生します。



② 認定の要件 ◆ 消防長又は消防署長は、検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点接報告の義務を免除する防火対象物として認定します。 ※ 海防難制は、消防法令に定められている次のような要件に該当するかを検査します。 (以下の管理を開始してか63年以上経過していること。 ・ 過去3年以内に消防法令遣反をしたことによる命令を受けていないこと。 ・ 過去3年以内に助火対象物点検報告が一年ごとにされていること。 ・ 衝火管理者の選任及び消防計画の作成の届出がされていること。 ・ 消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、あらかじの消防機関に連縮していること。 ・ 消防用設備等点検報告がされていること。

- 3 認定の失効

 ◆認定を受けてから3年が延過したとき

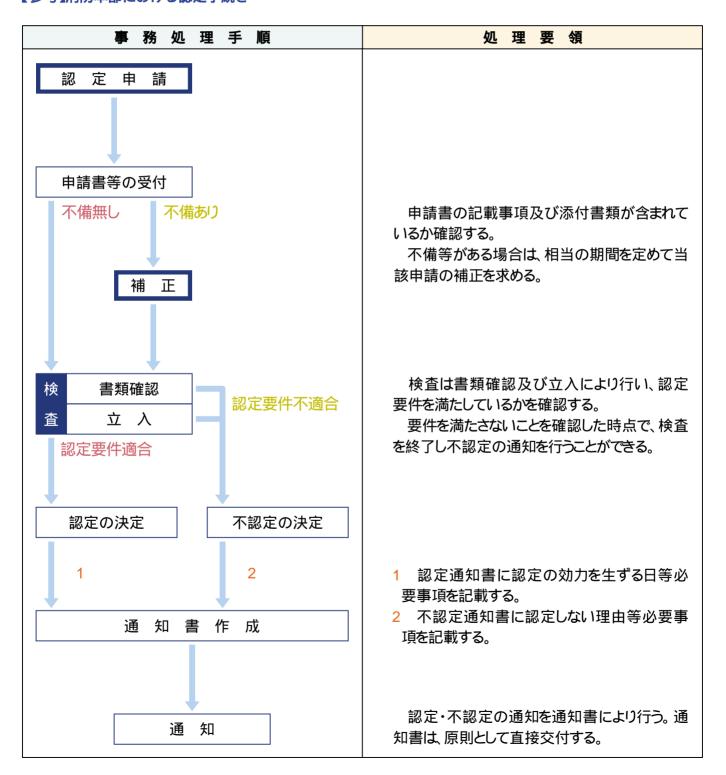
 ○共鳴所に関わたには明確的けることにより回転できます。

 ◆防火対象物の性理について権悪を有する者が変わったとき
- 4 認定の取消し

 ◆消防法令違反が発覚した場合、消防機関から認定を取り消されます。

・◆・・ トピックス)◆・◆・◆

【参考】消防本部における認定手続き



トピックス

東南海・南海地震等に関する専門調査会の検討状況

- 東南海・南海地震に係る被害想定の公表 -

震災対策室

中央防災会議の「東南海・南海地震等に関する専門 調査会」は、平成14年12月24日に、東南海・南海地震 に係る被害想定の検討結果の一部(地震動の分布、津 波の高さの分布、地震動及び液状化による建物全壊棟 数並びに建物倒壊による死者数)を公表しました。

今回公表された被害想定は、東南海地震と南海地震 の震源域が同時に破壊されるケースを想定しており、 その内容は次のとおりです。

なお、同専門調査会では、引き続き、火災、津波、山・崖崩れ等に伴う被害想定や地震の発生ケース(東南海地震の震源域が破壊されるケース、南海地震の震源域が破壊されるケース等)に応じた被害想定についても検討中であり、今年春を目途に結論を得ることとしています。

1 地震の規模等

規模(マグニチュード)	M8.6
震源地	紀伊半島沖

2 被害想定

(1) 震度分布等

今回の被害想定は、過去に南海トラフ沿いで発生した地震(1707年宝永地震、1854年安政東海地震、安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震)をシミュレーションで再現した地震に基づくものです。

このシミュレーションにあたっては、そのパラメータの設定、古文書等に基づく過去の地震記録の精度、盆地等の特殊な地下構造の反映等の面において限界を有しており、この被害想定結果が全ての地域の面的な震度、津波の高さ等の分布を必ずしも十分に提供しているものではない点に留意する必要があります。

また、この被害想定は、東南海・南海地震の全体像を把握し、その防災対策の基本方針や広域的な防災対策等を検討するために実施したものであり、各地方公共団体等の個別の防災計画の検討にあたっては、より詳細な地域の状況を踏まえた検討が必要です。

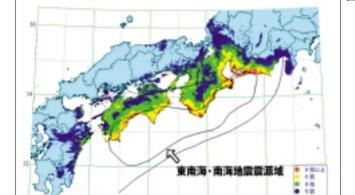


図1 東南海・南海地震震度分布

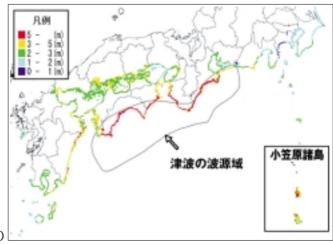


図2 東南海・南海地震による津波波高(満潮位)

--- トピックス

(2)建物全壊棟数等

ア 地震動や液状化に伴う建物全壊棟数

区分	木造建物全壊棟数(棟)		非木造建物全壊棟数(棟)		合計(棟)	
E 73	地震の揺れ	液状化	地震の揺れ	液状化	地震の揺れ	液状化
関東	-	-	-	-	-	-
北信越	-	-	-	-	-	-
東海	約104,000	約34,000	約19,000	約 9,000	約123,000	約44,000
近畿	約 25,000	約26,000	約 3,000	約 7,000	約 28,000	約33,000
中国・四国	約 33,000	約 8,000	約 5,000	約 2,000	約 38,000	約10,000
九州	-	約 1,000	-	-	-	約 1,000
合計	約162,000	約70,000	約27,000	約18,000	約189,000	約88,000

イ 建物倒壊に伴う死者数

	5 時	12 時	18 時
関東	-	-	-
北信越	-	-	-
東海	約 4,500	約 2,100	約 2,900
近畿	約 1,200	約 500	約 700
中国・四国	約 1,700	約 700	約 900
九州	-	-	-
合計	約 7,400	約 3,200	約 4,400

(注)死者数は次の3つのケースを想定して算 出している。

(ア)冬の朝5時

(イ)秋の昼12時

(ウ)冬の夕方18時

(注1) - 印ば わずかな数」を示しています。

(注2)端数処理のため合計値が一致しない場合があります。

3 今後の対応

東南海・南海地震は今世紀前半での発生が懸念されています(今後30年間に東南海地震が発生する確率は50%程度、南海地震は40%程度:平成13年9月地震調査委員会公表)

今回の被害想定結果や過去の地震被害からみると、 東南海・南海地震対策としては、津波対策や防災拠点 等の耐震対策の推進、広域的な地震防災対策・応援体 制の確立等が大切です。このためには、今後、東南 海・南海地震等に関する専門調査会等の検討結果を踏 まえながら、今年7月までには施行予定の「東南海・ 南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法」(平成14年7月26日:法律第92号)に規定する「地 震防災対策推進地域」の指定(法第3条)や国の「基 本計画」、地方公共団体等の「推進計画」、特定の民間 事業所の「対策計画」(法第5条~第8条)の策定等を 迅速かつ着実に進めていくことが重要です。

消防庁としても、こうした計画や地震防災緊急事業 5 箇年計画等の策定・見直しの要請や助言を行うとと もに、東南海・南海地震に係る広域的な防災体制、広 域的な都道府県間の連携のより一層の強化を支援して まいります。

「鉄道災害救急救助活動安全連絡協議会」の開催

救急救助課

平成14年12月25日、消防庁では国土交通省と共同で「鉄道災害救急救助活動安全連絡協議会」を開催しました。本協議会は平成14年11月6日に大阪市において、鉄道軌道敷内で救急救助活動中の消防職員が走行してきた列車と接触し、1名が殉職、1名が負傷するという事故が発生したこと等を踏まえ、同種事故の再発防止の観点から設置されたものです。鉄道災害時における列車との衝突、感電等の二次災害を防止するためには、鉄道事業者における安全管理体制の確保のもと、消防機関と鉄道事業者とが緊密な連携・協力体制を確立し、救急救助活動を行うことが必要です。本協議は、消防機関と鉄道事業者との連携・協力体制をより一層緊密なものとするため、全国的な協議体制の構築等を関係者間で協議・検討するとともに、様々な問題に対する意見交換等を行うことを目的としています。

開催に先立って、石井隆一消防庁長官と石川裕己鉄 道局長による挨拶が行われ、再発防止のための全国的 な取組みについて、本協議会での活発な議論を期待さ れるとともに、改めて殉職された職員に対する哀悼の 意が表されました。

今回の会議では、消防機関と鉄道事業者双方のメン

バーから、各機関における安全管理体制の取組みの現状と課題等についての紹介に続いて、活発な意見交換が行われました。そして、全国の消防機関、鉄道事業者ともにその規模、体制には大きな差があることを考慮し、一定規模の地域において関係者が協議する場を早急に設置する必要があることが確認されました。

消防庁では今後、国土交通省と連携の上、効果的な協議体制が構築できる枠組み等について検討し、その枠組みに基づき各地域において消防機関と鉄道事業者との緊密な連携・協力体制が確保されるよう推進してまいります。



鉄道災害救急救助活動安全連絡協議会メンバー(順不同)

総務省消防庁

国土交通省鉄道局

全国消防長会警防委員会代表

全国消防長会救急委員会代表

全国消防長会事務局

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

(社)日本民営鉄道協会

南海電気鉄道株式会社

相模鉄道株式会社

(社)地下鉄協会

第三セクター鉄道等協議会

救急救助課長

技術企画課安全対策室長

北九州市消防局救急救助課長

仙台市消防局救急課長

事業担当参事

安全対策部長

安全対策部長

安全対策室長

技術部長

常務取締役鉄道営業本部長

運輸事業本部電車部長

技術担当参事

愛知環状鉄道株式会社専務取締役

消防用設備等の性能規定化に係る取組状況

予防課

1 はじめに

昨年、12月24日に開催された消防審議会において、「消防 用設備等への新技術の導入促進のための消防法令の性 能規定化」については、菅原進一消防審議会会長から石井 隆一消防庁長官に対して次のとおり答申がなされました。

超高層建築物、大空間を有する建築物・巨大複合建築物等の大規模・特殊な防火対象物を中心に、新技術を活用した消防用設備等の円滑な導入が図られるよう、建築基準法令を参考に、消防法令に、従来の仕様規定に加えて、性能規定を導入することが必要である。

この場合、その性能を確認するため、消防機関が客観的に検証できる方法を確立するとともに、当該方法で対応することが困難な消防用設備等の出現に対応するため、国が認定する途を開いておくことも必要である。その際には、高度な識見を有する民間の評価を活用する仕組みの導入等を検討すべきである。なお、性能規定化を図るに当たっては、現地消防本部の予防事務の適切な運用が図られるよう配慮するとともに、必要に応じ、適切な支援を行うことが必要である。

本稿では、これまでに消防庁が行ってきた消防用設備 等の性能規定化に対する取組状況について紹介します。

2 消防用設備等の性能規定化に取り組むこととなった背景

防火対象物の防火安全性を確保するために、防火対象物の用途、階数、床面積、収容人員等に応じて、一定の消防用設備等を設置することが消防法令で義務付けられており、当該消防用設備等が具備すべき性能や設置方法は、消防法令に消防用設備等の技術上の基準として示されていますが、その基準の多くは仕様規定的に定められています。

性能規定化とは、その技術基準を定めている思想や必要性に立ち返り、必要な性能を規定(性能規定化)することです。このため、申請者は法令の原点に戻って必要な技術的工夫ができ、基準が仕様書的に定められている場合に比べて、合理的又は効率的な方法により、法令で定めている性能を達成することができる可能性があります。

また、近年、超高層建築物、大空間を有する建築物、 巨大複合建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増加 するとともに、新技術を用いた消防防災に係る設備等 の開発が行われていますが、建築主が新技術等を用い て経済性、防火安全性に優れたシステムを採用しよう としても速やかに認められにくい場合等もあります。 このため、新たに開発された設備等やシステム等が、 消防法令に規定された消防用設備等の技術基準と同等 以上の防火安全性を有していることについて、迅速か つ適切に評価できる制度の構築が求められています。

さらに、「規制改革推進3か年計画」(最終改定平成14年3月29日閣議決定)では、「基準認証等分野の基本方針」として、「技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化するよう検討を行う」こととされており、技術基準の「性能規定化」は政府の基本的な方針とされています。

3 消防用設備等の性能規定化に係る検討体制の概要

以上の状況を踏まえると、大規模・特殊な防火対象物を 主たる対象として、新技術を活用した消防用設備等の円滑 な導入が図られるよう、消防法令においても、建築基準法 令における性能規定化の状況も参考にして、従来の仕様規 定に加えて性能規定を導入することが必要と考えられます。

そこで、消防庁では、消防用設備等の性能規定化を推進するために、「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会(通称「消防総合プロジェクト」。委員長:平野敏右東京大学教授(当時)。検討期間:平成11年度~平成13年度)及び「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」(通称「第二次消防総合プロジェクト」。委員長:平野敏右消防研究所理事長。検討始期:平成14年度~)を設け、技術的な検討を行うと共に、「消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会」(委員長:上原陽一横浜国立大学名誉教授。検討始期:平成14年度~)を設け、性能規定化に当たっての法制度の枠組み等の検討を行ってきました。

4 消防総合プロジェクト及び第二次消防総合プロジェクトにおける検討状況

消防総合プロジェクト及び第二次消防総合プロジェクトでは、「防火対象物の火災危険性に係る構造、設備、在館者等の特性の把握」、「消防用設備等の適応性、信頼性等の特性の把握」、「評価を行う前提となる防火対象物

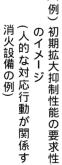
の種類に応じた係数の設定」の調査、検討を行うとと もに、「防火対象物における総合的な防火安全評価基準 の策定」について検討を行っています。現在、検討中 の課題も多いのですが、基本的な考え方としては、防 火対象物の要件、各消防用設備等の性能等を整理して、 総合的防火性能のフレームを組み立てると、火災時に 消防用設備等が果たす性能は次の3つに分類すること が適当ではないかとされています。

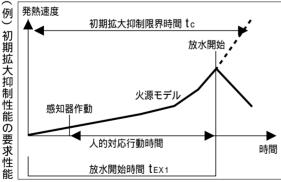
火災が発生した場合に、それを早期に覚知し、又は 感知し、かつ、初期消火を迅速かつ的確に行うこと等 により、当該火災による延焼の拡大を抑制するために 必要な「初期拡大抑制性能」。

火災が発生した場合に、防火対象物の在館者が当 該火災からの避難を迅速かつ安全に行うことができる ために必要な「避難安全支援性能」。

火災が発生した場合に、消防活動を円滑に行い、 当該消防活動を担う消防隊員の安全を確保するため に必要な「消防活動支援性能」。

各性能の評価方法としては、防火対象物の用途、構造等を踏まえて火災時に発生する熱、煙等の評価を行い、次に防火対象物の規模、在館者特性等を踏まえてシステム(設備等)の性能を評価する方法等が考えられます。なお、消防法施行令第7条に列挙されている消防用設備等以外の設備等でも、火災時に所要の性能を確実に発揮することが確認される設備等であれば評価対象設備等とすることが可能と考えられます。





考え方のイメージ

室内用途から想定される屋内収容物量及び内装の不燃性の評価を基に火源想定を行う。

火災室条件を踏まえて、想定消火設備で消火可能な発熱速度を算出し、火源モデルから逆算される初期拡大抑制限界時間tcを求める(この場合、火災室の環境条件により消火行為者の滞在可能時間が変わることに留意する必要がある)。

火災発生から放水開始までの時間 t_{EX1} を算出し、 $t_{C} > t_{EX1}$ であれば想定消火設備で初期拡大抑制性能を有していると評価する。

5 「消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会」における検討状況

消防用設備等の性能規定化を推進する上で必要な基本方針を検討するために、「消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会」を設け、「消防用設備等の性能規定化の具体的な方針」及び「性能規定化に関する法制度の枠組みのあり方」を中心に検討を行ってきました。推進検討会における検討は、今後も引き続き行っていく予定ですが、主として次のような意見がありました。

- ・ 新技術を活用した消防用設備等の円滑な導入が図られるよう、消防用設備等について性能規定を導入することが必要。
- ・ 消防用設備等の性能規定化に当たっては、現行の「仕様書規定」の果たしてきた役割を十分評価するとともに、新技術等を用いたシステムの防火安全性を評価するため、消防機関が客観的に評価できる手法を確立すること、及びその手法が適用できない新たな技術にも対応できるよう高度な識見を有する評価機関の評価を踏まえた国による認定制度を設けることが適当ではないか。
- ・ 消防用設備等の性能規定化に当たっては、「初期拡 大抑制性能」、「避難安全支援性能」及び「消防活動支 援性能」の3つの性能に分けて性能を評価することが 適当ではないか。
- ・ 消防長又は消防署長が個別の防火対象物の位置、 構造、設備等から判断して基準の特例を適用するこ とができる旨の現行規定(消防法施行令第32条)に ついては、個々の防火対象物に応じた適切な運用を 行うのに不可欠であるので、消防用設備等の性能規 定化に際しては、その旨十分配慮することが必要。

6 今後の課題

消防総合プロジェクト及び第二次消防総合プロジェクトにおける技術的検討や推進検討会における法制度の枠組み等の検討を踏まえて、消防法令に性能規定を導入する場合、新技術を活用した消防用設備等の円滑な導入が図られるよう配慮することはもちろんですが、申請者及び消防機関にとってわかりやすく運用しやすい制度にしていく必要があります。このような視点から、広く関係者の皆様方のご意見をお聞きして制度を構築していきたいと考えております。

平成14年(1月~9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 はじめに

(1)総出火件数は376件の減少

平成14年(1月~9月)における総出火件数は 48.874件であり、前年同期と比べますと、376件の減少 (0.8%) となっています。

主な火災種別ごとの増減をみますと、表1のとおりです。

火災種別	件数	構成比(%)	前年同期比較	増減率(%)
建物火災	25,135件	(51.4)	370件	(1.5)
林野火災	2,986件	(6.1)	+253件	(+9.3)
車両火災	5,867件	(12.0)	552件	(8.6)
船舶火災	84件	(0.2)	12件	(12.5)
航空機火災	3件	(0.0)	2件	(40.0)
その他火災	14,799件	(30.3)	+307件	(+2.1)
総火災件数	48,874件	(100.0)	376件	(0.8)

(2)火災による死者は1.621人で(前年同期比25人減 少) 負傷者は6,347人(同比26人の増加)

火災による死者は1,621人で、前年同期と比べますと 25人の減少となっています。

火災種別ごとにみますと、建物火災1,000人(56人) 林野火災14人(10人), 車両火災249人(+37人), 船舶 火災0人(3人) 航空機火災5人(+1人)、その他火災 353人(+6人)の死者が発生しています。

また、火災による負傷者は、6.347人であり、前年同 期と比べますと26人の増加となっています。

火災種別ごとにみますと、建物火災5,270人(59人) 林野火災142人(12人)、車両火災315人(+41人)、船 舶火災7人(11人) 航空機火災0人(1人)、その 他火災613人(+68人)の負傷者が発生しています。

(3)出火原因の第1位は「放火」続いて「たばこ」「放火 の疑い」

全火災48,874件を出火原因別にみますと、「放火」5,868 件(12.0%)「たばこ」5,270件(10.8%)「放火の疑い」 4,686件(9.6%)「こんろ」4,378件(9.0%)「たき火」 3,939件(8.1%)の順となっています(別図参照)。

なお、前年同期においては、「放火」5,886件(12.0%)

「たばこ」5,253件(10.7%)、「放火の疑い」4,649件 (9.4%)、「こんろ」4.387件(8.9%)、「たき火」3.658件 (7.4%)の順でした。



別図 出火原因ごとの火災件数

(計48,874件)

火災による損害状況

(1)損害状況

平成14年(1月~9月)における火災による損害額 は、1,041億5,483万円で1日あたり3億8,152万円、1件 あたり213万円となります。

その損害状況は、表2のとおりです。

表 2					
		1日あたり	1件あたり	前年同期比較	増減率(%)
焼損棟数	34,106棟	125棟	1.4棟	671棟	(1.9)
り災世帯数	22,696世帯	83世帯	2.2世帯	349世帯	(1.5)
建物焼損床面積	1,215,863m²	4,454m²	48.4m²	2,198m²	(0.2)
建物焼損表面積	170,197m ²	623m²	6.8m²	+41,840m²	(+32.6)
林野焼損面積	251,338 a	921 a	84.2a	+86,174a	(+52.2)
損害額(万円)	10,415,483	38,152	213	918,155	(8.1)

3 死傷者の発生状況

(1)火災種別ごとの死者発生状況

死者1,621人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災……1,000人(61.7%) 船舶火災……0人(-) 林野火災……14人(0.8%) 航空機火災……5人(0.3%) 車両火災……249人(15.4%) その他火災・353人(21.8%) (2)火災種別ごとの負傷者発生状況

負傷者6,347人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災 ··5,270人(83.0%) 船舶火災 ······7人(0.1%) 林野火災 ····142人(2.2%) 航空機火災·····0人(-) 車両火災 ····315人(5.0%) その他火災··613人(9.7%)

4 消防庁の対策について

(1)林野火災への取組み

林野火災の件数は、前年同期と比較すると253件(+9.3%)の増加となっています。

同火災、前期、平成14年(1月~6月)の件数は2,465件で、今期、平成14年(7月~9月)の件数は521件(前年同期+156件)と合わせて延べ2,986件となっています。また、今期の延べ焼損面積は、全島域のおよそ四分の一を消失した香川県丸亀市本島における林野火災(8月20~9月3日、焼損面積約160ha)も含め約304haとなっており、前年同期の96haを上回りました。

消防庁では、平成14年3月22日に地方自治体に対し、「林野火災に対する警戒の強化について」の通知を発して注意喚起と被害拡大防止対策を促したほか、同年5月には、学識経験者と林野庁など関係行政機関で構成する「林野火災対策に係る調査研究会」を設置し、火災現場の現地調査を実施するなど、今後の林野火災対策について検討を行っており、平成15年1月末には最終報告書をとりまとめ、林野火災対策の充実を図ることとしています。

また、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発増加する春季全国火災予防運動期間中の3月1~7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて山火事予防を呼びかけております。

今後とも、市町村が行う林野火災対策用資機材等整備の支援なども含め、林野火災予防対策の積極的な推進を図ります。

(2)住宅防火対策への取組み

建物火災及び住宅火災による死者を前年同期と比較すると、建物火災による死者は57人減少し、住宅火災による死者も21人減少となっています。

しかし、依然として建物火災による死者の9割近くが住宅火災によるものであり、特に、65歳以上の高齢者の占める割合は4割を超え、他の年齢層に比べ非常に高い状況にあります。

このため、平成3年から本格的に住宅防火対策を推進してきたところですが、住宅火災による死者数は、人口の増加及び高齢化の進展に伴い、高齢者を中心に多発する状況にあります。

そこで、昨年4月に新たに策定した「住宅防火基本方針」に基づき、死者発生数の大幅な低減・抑制を目指し、住宅防火情報の提供、住宅防火診断ソフト等を消防庁等のホームページを活用して配信すると共に、福祉関係者及び婦人防火クラブ等による防火啓発用の小冊子等の配布、住宅用火災警報器等の設置促進などの各種対策に取り組んでおり、今後も引き続き住民の理解を得ながら地域ぐるみの取組みを推進する必要があります。

(3)放火対策の推進への取組み

放火火災(放火疑いを含む。)の発生件数は、平成9年以降5年連続で火災原因のトップを占め、全火災の2割を超える状況にあります。

放火火災は大都市部に多発する傾向があり、近年火 災原因の4割を超える都市もあるなど、深刻な社会問 題となっています。

消防庁としては、春・秋の全国火災予防運動の重点目標のひとつとして「放火火災予防対策」を掲げ、放火されない環境づくりの推進など、地域ぐるみの放火防止対策を呼びかける一方で、自動車・オートバイ等のボディカバーを防炎製品の品目として追加し、その普及の促進に努めるなど、ソフト、ハードの両面から放火対策の推進を続けています。また、先進市町村の事例等をもとに地域における放火火災の実情の分析や、その特性等に応じた放火対策の検討を行っています。

今後も、消防機関をはじめ、関係行政機関、関係団体、町内会等との連携を強化し、地域ぐるみの対策の 推進を積極的に図っていく必要があります。



青森県 弘前地区消防事務組合消防本部

青森県 弘前地区消防事務組合 消防本部

消防長 成田 文英



「安心して暮らせる町を目指して」

1 物語があふれている町「弘前」

当事務組合の管内は青森県の南西部に位置し、西に 秀峰「岩木山」、南は世界遺産の白神山地、東は八甲田連 峰に囲まれた自然環境豊かな津軽平野の南部一帯です。

その中でも、弘前市は津軽十万石の城下町として、 約400年の歴史を持つ町です。市内には、藩政時代から 残されている弘前城趾をはじめ数多くの名所旧跡が当 時のまま残っておりまして、落ち着いたたたずまいを 感じさせます。

春は、園内を埋め尽くした桜花と古城の白壁、老松 の緑がライトアップされ、言葉を失うほどの美しさと いわれる「弘前城さくらまつり、秋は「弘前城もみじ と菊人形」、冬は「弘前城雪灯籠まつり」が行なわれ、 さらに北国の短い夏に極彩色豊かに描かれた武者絵が 夜空を焦がす「弘前ねぷたまつり」と、四季折々の季 節感あふれるまつりが行なわれ、通年観光都市として 全国から訪れる多くの観光客を魅了しています。

また、「りんご」生産量日本一でも全国に知られ、実 りの秋には弘前市をはじめ管内各地のりんご園は真っ 赤に彩られ、おいしいりんごを全国に発送しています。



弘前公園。桜と弘前城

2 住むひとにやさしい町「弘前」

消防本部は昭和46年4月、事務組合発足により弘前 市消防本部を中心に周辺7町村が広域化し、現在は1 本部2署8分署から構成され、管内人口約23万人、消 防職員270名で、地域住民が安心して暮らせる街づくり に取り組んでいます。

複雑多様化する消防需要の中で、特に高齢者からの 救急需要の激増や救急救命十制度発足による応急処置 の拡大により、地域住民の期待はますます増大するな か、当事務組合では平成6年からプレホスピタル・ケ アの充実を図るため、バイスタンダーの養成に取り組 みました。婦人防火クラブや一般市民、事業所はもと より、中学校、高等学校の生徒に授業の一環として毎 年普通救命講習を実施しています。現在、修了証の交 付は延べ3万4千人となり、およそ管内人口の15%にな ろうとしており、今後の救命率の向上が期待されます。





弘前市総合防災訓練

3 21世紀に向けた町「弘前」

21世紀に向けて国際化、情報化が進展するなか、平 成13年4月、老朽化した消防本部庁舎が新築されまし た。庁舎建設にあたっては、消防行政の中核として、 広範多岐にわたる迅速な活動を可能にするため、「災害 活動拠点としての庁舎」「高度情報化に対応した庁舎」 さらに「住民に親しまれる庁舎」を基本方針として、

最新の設備と高度情報化シス テムを導入した消防庁舎とな りました。

この庁舎を拠点に、災害に 強い安全なまちを目指し、地 域防災体制の充実、救急救 助・消防・予防体制の整備を すすめ、「安心して暮らせる街 づくり」を合い言葉に職員一 丸となって前進します。



弘前地区消防事務組合 消防本部庁舎

神戸消防開発!「消火用スプレー」

神戸市消防局

神戸市消防局では、少ない水で消火できる「新消火用水」を活用した「消火用スプレー」を開発した。「新消火用水」は、特殊な化学薬品を水に添加しており、燃えている物の表面で瞬時に固まって大量の



消火用スプレー

燃焼熱を奪いなが らガラス状の物質 になり、窒息効果 と冷却効果によっ て消火する。

消防隊の消火活動への実用化をりませる。 指す一方、より用いただけるようにご利用の方にご利用の方にご利用の方にご利用の方にご利用のではできる。 「消火用スプロー」として、今年の日にはある。

40年**ぶり半鐘復活** ~ 防災と地域連帯のシンボル~

徳山市消防団

徳山市消防団加見分団では、地域の親睦と防災の シンボルにと、大正時代の半鐘を生かした、手作り の火の見やぐらを40年ぶりに復元した。

半鐘は銅製で高さ40cm、直径30cmで 大正10年10月」



復元した火の見やぐら

兵庫県

望〈ぼうろう〉木娄

通

信

消

防

埼玉県

広域発足後、初めての 山林火災想定訓練を実施

佐賀広域消防局

佐賀広域消防局では、11月17日「秋の火災予防運動」の一環として、広域内最大の天山(標高1,046m) 山系で訓練を実施した。

この訓練は、2市10町を管轄する5消防本部が平成 12年4月に統合し広域消防局として発足後、初の山 林火災訓練で、市、町の関係防災機関、警察署、また、 隣接する唐津・東松浦広域市町村圏組合消防本部、 それに福岡市消防局の消防へリの応援を受け実施し た。改めて各関係機関の連携の必要性を痛感した。



関係防災機関の合同指揮本部

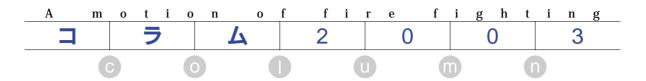
「県内初」消防団赤バイ隊発足

日高市消防団

日高市消防団では、今年度「ひまわり消火隊」通称「赤バイ隊」を結成(赤バイ3台、団員4名)し、白バイ隊員による3日間の講習、指導を受けた後運用を開始した。赤バイは電動ジェットシューター積載で、山林火災時の活躍など、その機動力を活かした活動が期待されるとともに、パレード、防災訓練、各種行事などに参加し住民の注目を集めている。また来年度は女性消防団員が入団され、消防団の活性化につながると期待している。



白バイ隊との合同訓練



消防表彰の概要

1 表彰制度の意義について

表彰とは、功労等のあった者をほめたたえ、その 功績を広く知らせると共に他の者の模範とし、士気を 奮い立たせることを目的として、国、地方公共団体、 地域社会、学校、企業、各種の団体等あらゆる組織 で実施されている制度であり、それぞれの消防機関 においてもなんらかの表彰が行われています。

消防は、地域社会において発生するあらゆる災害に対し活動する任務を有し、著しく危険度が高いという特殊性をもつことから、その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、地域社会のための消防の士気高揚を図るという極めて重要な意義をもっています。そのため、消防庁においても消防関係者に対しては、様々な表彰を実施しています。

2 個人に対する表彰

消防職団員に対する表彰は、「消防表彰規程(昭和37年消防庁告示第1号)に定める消防庁長官表彰として、永年勤続功労章、功労章が実施されています。また、国の栄典として、褒章、叙勲が実施されています。

これらは、受章要件や受章者数などそれぞれが関連して運用されています。例えば、叙勲は元職の者が対象であるのに対し、他の三章は現職が対象となっているほか、同じ現職の受章でも永年勤続功労章が最も受章者数が多く、功労章、褒章の順に受章者の数が少なくなっています。また、それに応じて受章要件にも差違が設けられており、図のようになっています。

なお、消防庁長官表彰は、毎年3月7日の「消防記念日」にちなみ、3月に「消防功労者消防庁長官表彰式」を実施しており、「定例表彰」と呼ばれています。

また、叙勲は春(4月29日)と秋(11月3日)の年2回、 褒章は春(4月29日)に実施され、それぞれ受章者と その配偶者は皇居において天皇陛下への拝謁が行 われています。

そのほか、災害時の防災活動等によって実施される消防庁長官表彰として、特別功労章、顕功章、功績章、表彰状、賞状などがありますが、これらは事案発生のつどに実施されますので、「随時表彰」と呼ばれています。

このほか、消防関係に携わる方々に対しましても、日 頃の活動内容等に応じて消防庁長官表彰、総務大臣 表彰、内閣総理大臣表彰と叙勲が実施されています。

3 団体に対する表彰

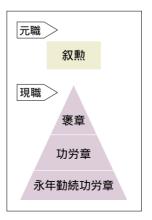
消防機関等に対する表彰については、「消防表彰 規程」に基づき、竿頭綬、表彰旗を授与して行う表彰 を「定例表彰」として実施しています。

そのほか、災害時における防災活動、平常時における予防活動等に対しましても消防庁長官表彰、内閣総理大臣表彰が実施されています。

また、危険物安全協会など地域の防災活動に協力されている各種団体に対しても消防庁長官表彰、内閣総理大臣表彰が実施されているところです。

4 **まとめ**

以上のように、消防職団員をはじめとする消防関係者に対する表彰は、様々な種類があり、その表彰による受章者数は、およそ年間4,000名にもなっていま



す。それぞれの都道府 県や市町村でも実施され ている表彰も含めますと、 毎年多くの方々が表彰さ れており、これらも含めて 各表彰が体系的に実施 されることによって消防表 彰の意義があると考えら れます。



少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

少年消防クラブ (Boys and Girls Fire Club. 略称: B.F.C) は、少年少女の頃から火災・災害を予防する方法を身近な生活のなかに見いだし、身につけることによって、家庭や地域における防火防災を図ることを目的に、消防本部・消防署・市町村又は地域単位で結成されるものです。平成14年5月1日現在、全国でクラブ数は6,042団体、クラブ員は約47万人で、地域によって多少異なりますが、概ね次のような活動を実施しています。

《主な活動内容》

講習会等への参加

防火・防災講習会や救急教室などに参加し、火災の メカニズム、火災予防や初期消火の方法、けがをした ときの応急手当を体験・学習しています。

また、消防学校等に体験入校して、ロープを使った 救助訓練、消防車への試乗、炊飯訓練を行います。

研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録 を印刷し、各家庭に配付するなどして、火災予防や防 火思想の普及に効果をあげています。

弁論大会

クラブ員による弁論大会を行い、防火・防災思想の 啓発に効果をあげています。

火災予防運動への参加

火災予防運動期間中に、クラブ員が分担して各種の 資料を集め、図画を作成し「こども防災展」を開催し ます。また、クラブ員の作ったポスター等を町の商店 街に展示し、火災予防運動に参加します。

防火パトロールの実施

年末を中心として地域の住民に火災予防を呼びかけ るため、夜間防火パトロールを行います。

少年消防クラブは、地域の自治会・事業所・学校・ 消防署などと連携することで、活動の範囲を広げてい き、防災まちづくり活動につなげていくことが期待さ れています。

少年消防クラブ活動に参加し、消防防災に関するいるいるな事象に興味を抱き、地域社会におけるさまざまな営みに触れることは、「自分で守る、みんなで守る」という普段からの防災に関する心構えを自然に習得し、また、郷土への愛着の精神を養うことができます。少年消防クラブにおける体験は、災害に強い安全なまちづくりにつながることから、一人でも多くの子供達の積極的な参加が望まれます。

消防庁では、関係機関とともに全国少年消防クラブ 運営指導者協議会(会長:消防庁長官)を設けて、優 良なクラブや指導者に対する表彰を実施しています。

また、表彰式と併せて「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催し、全国から多くのクラブ員が参加 し、交流を深めています。

少年消防クラブの活動を支えている家庭や地域の皆様には、引き続き暖かいご理解とご協力をお願いいたします。







(写真提供:浜松市消防本部)

春の行楽期における火災の被害防止

予防課

春の行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が 増えてきます。この時期は、降水量が少なく、空気が 乾燥し、強風が吹くなど、林野火災が発生しやすい気候 条件となることが多く、火災発生の増加が懸念されます。

平成13年中の林野火災の出火件数は3,007件(昨年2,805件)であり、月別にみると、その発生時期は地域によって必ずしも一定ではありませんが、全林野火災の65.2%に当たる1,933件が3、4、5月に発生しています。林野火災の主な原因をみると、たき火が740件(24.6%)、たばこが475件(12.8%)、火入れが388件(12.9%)の順となっています。これは、春になって暖かくなると山などに出かける機会が多くなり、たき火による火の粉の飛び火、たばこの投げ捨て、マッチ・ライターでの火あそびなどにより火災に至っているものと考えられます。このような火災を防ぐためには、レジャーを楽しむ一人ひとりが注意することが必要です。

~春の行楽期を

火災のない楽しいものにするために~

たき火をする際は近くに水の入ったバケツなどを 用意し、万一、火が拡大した際すぐに消火できる ようにしておく。

たばこは灰皿などがあるところで吸うか、携帯灰 皿を携行し、投げ捨てなどは絶対にしない。

紙屑などのゴミ類は火災発生の原因、延焼拡大の原因となるため各自のゴミはきちんと持ち帰る。

また、この時期は、家族や親しい仲間同士等で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する機会が多くなります。しかし、旅館・ホテルのような不特定多数の人

たき火をするときはバケツに水を用意 しておきましょう!



が宿泊する施設においては、利用者がその施設に不案内であるため、ひとたび火災が起きると、大きな混乱を生じ、多数の死者を生じる大惨事につながるおそれがあります。

旅館・ホテル等の関係者の方々が、繁忙期の火災発生を防ぐために十分な火災予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊される方も寝たばこなどにより火災を起こさないよう十分気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など、施設を利用する上での注意が必要です。

~旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方へ~

非常口、避難経路の確認

宿泊室から2方向以上の避難経路、非常口を各室 に設置している案内図等を参考に、実際に歩いて 確認しておく。

非常用懐中電灯や消火器、避難器具等を確認しておく。

万一、火災が発生した場合は、慌てることなく 従業員の指示に従ってください。

たばこの処理

寝たばこは絶対にしない。

たばこを吸う場合には所定の喫煙場所で吸うよう 心がける。

たばこの火が完全に消えたことを確認する。

吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけてください。

以上のことに注意し、レジャーを楽しむ人が各自で 防火に関する正しい知識を持ち、火災のない行楽期に したいものです。

寝たばこや吸い殻の投げ捨てはしない!



12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防安第118号	平成14年12月5日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	「消防法等に関する行政手続法上の留意事項について」の一部改正について
消防予第590号	平成14年12月9日	各都道府県知事	消防庁予防課長	「第49回文化財防火デー」の実施について
消防安第122号	平成14年12月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について
消防安第123号	平成14年12月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する登録講習期間を登録する件ついて
消防安第124号	平成14年12月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する登録講習期間の登録について
消防安第125号	平成14年12月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について
消防災第170号	平成14年12月17日	都道府県消防防災主管課長会幹事 各消防主管課長	消防庁防災課長	防災・危機管理担当部長等意見交換会について
消防予第595号	平成14年12月17日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて
消防災第172号	平成14年12月19日	各都道府県知事	消防庁次長	「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について
消防災第173号	平成14年12月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	「防災とボランティア週間」における諸行事の実施結果について
消防安第132号	平成14年12月24日	各都道府県消防主管部長	消防庁次長	改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について
消防災第180号	平成14年12月26日	各都道府県防災主管部長 各政令指定都市防災主管部長	消防庁防災課長	「自主防災組織の手引」改訂について
消防安第135号	平成14年12月27日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行後における「防火対象物の管理についての権限の範囲」及び「共同防火管理協議会の代表者」に係る運用について

消防庁人事

		平成 15 年1月17日付	
氏	名	新	IB
北里	敏明	辞職	次長
東尾	正	次長	審議官
関	有一	審議官	郵政企画管理局次長
小暮	純也	併任解除	総務省大臣官房企画官 併任 消防庁参事官
佐々オ	卜克樹	出向(総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室長)	防災課防災情報室長
千田	淳	防災課防災情報室長	総務省大臣官房付
秀嶋	善雄	出向(総務省大臣官房企画課課長補佐)	防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課課長補佐

広報テーマ

春季全国火災予防運動

<i></i> / J	
	予防課
の注意	防災課

林野での火気の取扱いの注意 ふるさとを災害から守るための 消防団活動への参加の呼びかけ たばこによる火災の防止

消防課 予防課 3月

少年消防クラブ活動への 理解と参加の呼びかけ 春の行楽期における火災の被害防止

防災課 予防課

テレビ 防災キャンペーン

放送日時

3月6日 11:25~11:30

番組名

ご存じですか~防災ミニ百科

類 名

(仮)山火事を防ぐ

(日本テレビ他30局ネット)

追悼



故 消防士長 草牧 誉樹氏 昭和55年9月25日生 平成13年4月1日採用

別府市消防本部、草牧誉樹消防士長(22歳)は、 平成14年11月18日(月)12時10分頃、別府市南立石 本町で発生したマンション3階での火災現場におい て、室内に子供がいるかも知れないとの情報の下、 人命検索及び消火活動に当たるため室内に進入し、 消火活動を実施していたところ、突然発生したフラッ シュオーバーにより、火炎と熱風に襲われるととも に退路を断たれて負傷し、懸命の救命手当が実施さ れましたが、翌19日その職に殉じられました。

市民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、消火活動に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。草牧氏は、勲7等青色桐葉章に叙され、また消防庁では、消防庁長官表彰(顕功章)を授与し、その功績を称えることとしました。



編集発行/消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2(〒100-8927)

話 03 - 5253 - 5111

ホームページ http://www.fdma.go.jp

編集協力/㈱ぎょうせい